〇環境省令第十五号

水質汚濁防 止法 (昭和四十五年法律第百三十八号) 第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、

水質汚濁防止法施行規 則等 \mathcal{O} 部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十八日

環境大臣 小泉進次郎

水質汚濁防止法 施行規則等 \mathcal{O} 部を改正する省令の一 部を改正する省令

水質汚濁防 止 法施 行 規則等 \mathcal{O} 部を改正する省令 (平成二十六年環境省令第三十号) の — 部を次の

ように改正する。

規定

 \mathcal{O}

傍線

を付い

した部

分の

ように改

め、

改

正前欄

及び改

正

後欄に対応して掲げるその標

記

部分に二重

次 の表 によ り、 改正 前 欄 に掲げる規定 の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 12 撂 げる

傍線 がを付 L た規定 (以 下 「対象規定」 という。 は、 当 該 対象規定全体を改正 後欄 に掲 げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ょ

うに 改 め、 改 Ī 前欄 に 掲げ Ś 対象規定で改 正後欄にこれに対応するものを掲げて 1 な 7 ŧ Oは、 これ

を削 り、 改 正 後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ない ŧ 0 は、 これ を

2・3 (略)	2 · 3 (略)
する。	する。
一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりと	一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりと
後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。)第	後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。)第
属する特定事業場にあっては、五年間)は、この省令による改正	属する特定事業場にあっては、七年間)は、この省令による改正
準」という。)は、この省令の施行の日から三年間(金属鉱業に	準」という。)は、この省令の施行の日から三年間(金属鉱業に
う。)の法第三条第一項に規定する排水基準(以下単に「排水基	う。)の法第三条第一項に規定する排水基準(以下単に「排水基
じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」とい	じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」とい
という。)第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同	という。) 第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同
に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法(以下「法」	に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法(以下「法」
第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄	第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄
附則	附則
改正前	改正後

附

則

この省令は、令和元年十二月一日から施行する。